

(令和元年10月1日現在適用中)

1. 商品名	・営農ローン
2. ご融資対象者	J Aの正組合員である個人で、次のすべての条件に合致する方。 ・ご融資時の年齢が満20歳以上の方。 ・自己住宅（ご家族名義を含む）を有している、もしくは原則としてJ A地区内に1年以上居住している方。 ・農産物の販売経験がある方。 ・公共料金の口座振替、定期貯金、定期積金のいずれかの取引がある方。 ※ ただし、契約から6か月以上経過している定期貯金および定期積金とします。 ・ご融資時において営農にかかる当座借越の取引がない方。 ・その他J Aが定める条件を満たす方。 ※ J Aの組合員以外の方は、一定のご出資をいただくことで組合員となることができます。
3. 資金使途	・営農等に必要な運転資金
4. ご融資期間	・1年以内 ・ご契約者ご本人から解約の意思表示がなく、J Aがその信用状況について所定の審査を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とします。
5. ご融資金額 (極度額)	・300万円以内（1万円単位）
6. ご融資利率	・J A所定の利率（変動金利） ※ ご融資後の利率は、金利情勢、金利状況等を勘案し見直しを行います。
7. 金利情報の 入手方法	・現在のご融資利率につきましては、J A窓口までお問い合わせください。
8. ご利用方法	・指定普通貯金口座からの払出によりご利用いただけます。 ・払出にあっては、J A窓口にて所定の払戻請求書と通帳を提出していただくか、もしくは、J Aから購入した農業生産資材代金の口座引落によります。 ※ 現金による払出または営農に関しない振替えは行えません。
9. ご返済方法	・指定普通貯金口座にご入金いただくことで、借越金残高に達するまで自動的にご返済となります。
10. 利息の計算方法	・利息決算日は、毎年5月および11月のJ A所定の貯金利息決算日と同日とし、普通貯金口座からの引落または借越元金に組み入れる方法によりお支払いいただきます。 ・利息は、毎日の最終残高について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算とします。
11. 担保	・必要ありません。
12. 保証	・原則として福井県農業信用基金協会の保証が必要となります。
13. 保証料	・利息決算日にあわせ、福井県農業信用基金協会に対して所定の保証料をお支払いいただきます。

14. 手数料	<ul style="list-style-type: none"><li>返済条件を変更する場合には、別途JA所定の手数料が必要となります。</li></ul>
15. 苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、該当のJAにお申し出ください。JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li><li>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。該当のJAまたはJAバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：0776-23-5255） 京都弁護士会（電話：075-231-2378） 愛知県弁護士会（電話：052-203-1777）</li></ul>
16. その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"><li>お申込みに際しては、JAおよびJAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li><li>ご返済額の試算については、JA窓口までお問い合わせください。</li></ul>

・ご不明な点は、JA窓口までお気軽にお問い合わせください。